

すみ分け把握へ入契調査

県建審の活用状況も

国土交通、財務、総務の3省は3日、入札・契約の適正化の取り組み状況を把握するため、国、地方自治体、独立行政法人などに実態調査を依頼した。公共工事入札契約適正化促進法に基づき毎年実施するもので、今回は、大手と地元中小業者の「すみ分け」に関連した地域要件の設定、発注標準の見直し状況、都道府県建設業審議会などの活用状況を調べる。また、一般競争入札の対象範囲、総合評価方式の導入目標・予定、入札ボンドの導入方針といった将来に向けた取り組みも調査する。

調査する発注機関は、グループ(WG)の1、2次の間まとの実施状況をフォローアップするため、地域要件の設定、発注標準の見直し状況といたすすみ分けに関連した調査項目を追加した。また、同WGで大森雅夫官房審議官(当時・現大官房審議官)が「すみ分け」の線引きは自治体によって異なり、全国一律は難しい」とし、建設業法第39条の2に規定する都道府県建設業審

査する。
CM(コンストラクション・マネジメント)、PM(プロジェクト・マ

ネジメント)方式など新たな調達手段の活用状況や、自治体向けの特別簡易型総合評価方式の導入状況について、その取り組み状況も調査する。これまでや現在の状況だけでなく、将来に向けた取り組みを明らかにするため、一般競争入札の対象範囲、総合評価方式の導入目標・予定、入札ボンドの導入方針、電子入札システムの新システムの導入予定も調査する。調査の集計結果は07年末をめどに公表し、同法に義務付けられている項目について対応が不十分な発注機関に対して、適切な対応を要請する。公表に当たっては、透明性の向上につながるよう公表の仕方を何らかの形で工夫する考えだ。